

第 1 号様式 (第 9 条関係)

**条 例 見 直 し 調 書 (案)**

		作成年度	令和 5 年度	次回見直し予定	令和 10 年度
<b>条 例 名</b>	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例				
<b>条 例 番 号</b>	平成 19 年神奈川県条例第 61 号	法規集	第 9 編第 2 章第 5 節		
<b>所 管 室 課</b>	環境農政局農水産部農地課				
<b>条 例 の 概 要</b>	<p>里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定め、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とするものである。</p>				
<b>検 討</b>	<b>視 点</b>	<b>検 討 内 容</b>			<b>備 考</b>
	必要性  〔 現在でも 必要な条 例か。〕	<p>里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取り組みは、多くの地域で継続して行われる必要があるが、活動地域は横ばいで、また自発的に行われる状況にまでは至っていない。県としては引き続き普及啓発に取り組む必要がある。また条例の目的達成のためには、土地所有者等、県民及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ活動を継続していくことが重要であり、取り組みをより一層促進するため本条例は必要である。</p>			
	有効性  〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	<p>条例に指針の策定が定められ、条例に基づく指針を策定し、関連施策を展開し、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めることで、里地里山の保全等の活動が広がり、条例の目的である里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承が図られており、有効な効果を発揮している。</p> <p>ただし、指針の中身については、現状に合わせ検証し、見直しを検討する必要がある。</p>			
	効率性  〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	<p>条例の目的達成のため、基本理念を掲げ、県・土地所有者等・県民の責務を具体的に示しているほか、里地里山の保全活動等が継続して実施されるための里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定手続きが示され、選定及び認定が進んでおり、効率的に機能している。</p>			

# 資料 1

(第 2 回 資料 1-2<別紙 4>)

<p>基本方針適合性</p> <p>県政の基本的な方針に適合しているか。</p>	<p>「新かながわグランドデザイン実施計画(仮称)」の「7 農林水産 ～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～」に里地里山の保全活動等の促進が位置付けられており、県政の基本方針に適合している。</p>	
<p>適法性</p> <p>憲法、法令に抵触しないか。</p>	<p>本条例で定める規約は、土地所有者等や県民の責務を定めた努力規程や里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定についての規程があり、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なもので、憲法や法令に抵触するものではない。</p>	
<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p> <p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理由等</p> <p>現行条例の施行上の課題はなく、現時点では改正・廃止の必要はない。ただし、その運用(指針等)については改善を検討する必要がある。</p>	

第 1 号様式 (第 9 条関係)

**条 例 見 直 し 調 書 (素案)**

		作成年度	令和 5 年度	次回見直し予定	令和 10 年度
条 例 名	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例				
条 例 番 号	平成 19 年神奈川県条例第 61 号	法規集	第 9 編第 2 章第 5 節		
所 管 室 課	環境農政局農水産部農地課				
条 例 の 概 要	<p>里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定め、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とするものである。</p>				
検       討	視 点	検 討 内 容			備 考
	<p>必要性</p> <p>(現在でも必要な条例か。)</p>	<p>里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取り組みは、多くの地域で継続して行われる必要があるが、活動地域は横ばいで、また自発的に行われる状況にまでは至っていない。県としては引き続き普及啓発に取り組む必要がある。また条例の目的達成のためには、土地所有者等、県民及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ活動を継続していくことが重要であり、取り組みをより一層促進するため本条例は必要である。</p>			
	<p>有効性</p> <p>(現行の内容で課題が解決できるか。)</p>	<p>条例に指針の策定が定められ、条例に基づく指針を策定し、関連施策を展開し、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めることで、里地里山の保全等の活動が広がり、条例の目的である里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承が図られており、有効な効果を発揮している。</p> <p>ただし、指針の中身については、現状に合わせ検証し、見直しを検討する必要がある。</p>			
	<p>効率性</p> <p>(現行の内容で効率的といえるか。)</p>	<p>条例の目的達成のため、基本理念を掲げ、県・土地所有者等・県民の責務を具体的に示しているほか、里地里山の保全活動等が継続して実施されるための里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定手続きが示され、選定及び認定が進んでおり、効率的に機能している。</p>			

# 資料 1

(第2回 資料 1-2<別紙 4>)

<p><b>基本方針適合性</b></p> <p>県政の基本的な方針に適合しているか。</p>	<p>「かながわランドデザイン第3期実施計画」の「21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」に里地里山の保全等の促進が位置付けられており、県政の基本方針に適合している。</p>	
<p><b>適法性</b></p> <p>憲法、法令に抵触しないか。</p>	<p>本条例で定める規約は、土地所有者等や県民の責務を定めた努力規程や里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定についての規程があり、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なもので、憲法や法令に抵触するものではない。</p>	
<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p><b>理由等</b></p> <p>現行条例の施行上の課題はなく、現時点では改正・廃止の必要はない。ただし、その運用（指針等）については改善を検討する必要がある。</p>